

令和元年第 2 1 回定例公安委員会会議録

開催日時 令和元年 7 月 1 8 日（木）午前 1 1 時 1 5 分～午後 4 時 1 0 分

開催場所 警察本部

第 1 定例会議

1 開催時間 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 2 5 分

2 出席者

公安委員会 増谷委員長 小谷委員 衣笠委員

警察本部 佐野警察本部長 伊貝警務部長 谷村首席監察官
長谷高生活安全部長 松岡刑事部長 柳清交通部長
牧田警備部長 竹森警察学校長 妹尾情報通信部長
樋口警務部参事官

（事務局等～中嶋公安委員会補佐室長、中田補佐）

3 議題事項

鳥取県道路交通法施行細則の一部改正（交通部）

警察本部

道路法等の一部を改正する法律が平成 3 0 年 9 月 3 0 日に施行されたことに伴い、「重要物流道路」が指定され、国際海上コンテナの運搬用セミトレーラ連結車が特別な許可なく道路を通行できるよう、車両制限令の一部を改正する政令が平成 3 1 年 3 月 2 0 日に施行され、車両の重量及び長さの最高限度が引き上げられた。他方、車両の高さの制限については引き上げられていないため、県道 2 路線、市道 1 路線の計 3 路線を高さ制限の指定道路に追加することとし、それに伴い鳥取県道路交通法施行細則を一部改正する。

「重要物流道路」とは、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路網を指定するものであり、鳥取県では、自動車専用道、国道及び主要地方道等が指定されている。

今回、新たに追加する特例区間は、「主要地方道鳥取港線の一部（鳥取市賀露

町地内臨港道路（本線）と接続する地点から同市南隈地内南隈交差点まで）」、「一般県道鳥取空港布勢線の一部（鳥取市湖山町北四丁目地内鳥取空港管理道と接続する地点から同市湖山町西四丁目地内空港入口交差点まで）」及び「鳥取市道福和田山手線の一部（鳥取市河原町山手地内一般県道河原インター線と接続する地点から同市河原町山手地内鳥取市道河原インター山手線と接続する地点まで）」である。

公布日は本年7月23日、施行日は同月31日とする。

委員

このとおり決裁する。

4 報告事項

○公文書開示請求等の状況（平成31年4月～令和元年6月）（警務部）

○懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和元年度第1四半期）（警務部）

（1）公文書開示請求等の状況（平成31年4月～令和元年6月）（警務部）

警察本部

本年4月から6月までの公文書開示請求は、公安委員会宛ての請求はなく、警察本部長宛ての請求は7件であった。また、個人情報開示請求は、公安委員会宛ての請求はなく、警察本部長宛ての請求は7件であった。

委員

引き続き、条例等に基づき、適正な対応を行っていただきたい。

（2）懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和元年度第1四半期）（警務部）

警察本部から、令和元年度第1四半期の懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果について報告があった。

委員

全国では、交番勤務員が狙われる事件が発生している。交番等の随時監察の際に気付いたことがあれば、指導を行っていただきたい。

5 その他

委員

公安委員会委員長として最後の定例公安委員会となった。就任し、様々な報告を受ける中で、県警察が、県民のために真摯に取り組んでいることが分かり、県警察の一生懸命さが心に響いた。引き続き、県民の安全、安心のために頑張りたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 事前説明

鳥取県道路交通法施行細則の一部改正

3 決裁

- ・鳥取県道路交通法施行細則の一部改正
- ・地域公共交通再編実施計画認定申請に基づく意見照会に対する回答

4 視察

術科訓練（剣道特別訓練員）

5 公安委員会委員間の事前検討・協議等

6 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。